

【代表社員 細川 正直からのご挨拶】

新年おめでとうございます。
年末年始、ご自宅またはふるさとでゆっくりされて、今年の新しい活動計画を練られた方も多いと思います。
昨年末は、駆け込みでふるさと納税のご相談が多数ありました。
御自身のふるさとを思い浮かべるのもよし、旅行に行った時の思い出の地を思い出すのもよし、単にお礼の品物で選ぶのもよし、一度、試してみたいか？
ふるさと納税してみませんか？

「今回のトピックス」

【税制改正大綱概要】

法人税関連(中小法人等対応分)

- ①平成28年4月1日以後に開始する事業年度から国・地方の法人の実効税率が29.97%へと引き下げられ、外形標準課税の中小法人への拡大については、今後の課題となりました。
- ②減価償却について、平成28年4月1日以後取得する建物と一体的に整備される建物附属設備や構築物について、定率法が廃止され、償却方法が定額法に一本化されました。(この改正は所得税も同様です。)
- ③生産性向上設備促進税制については、平成28年3月31日事業供用分をもって即時償却については廃止されました。
- ④中小企業者限定で平成28年4月1日以後に生産性が1%以上向上する160万円以上の最新機械を購入すれば、機械にかかる固定資産税を3年間半減する措置が創設されました。

【消費税増税】

平成29年4月から消費税率が8%から10%に上がります。前回5%から8%に上がった時と同様に経過措置が設けられており、例えば今年の9月30日までに建物建設の請負工事の契約を締結すれば、引き渡しが翌年の4月1日以降であっても8%の税率が適用されます。前回は駆け込み需要による混乱が見受けられましたので今回は余裕をもって購入等を検討したいものです。

また消費税の軽減税率を巡って調整が続いています。昨年12月の報道では自民・公明両党が対象品目を「酒類」および「外食」を除いた「生鮮食品」と「加工食品」とし、税率を8%に据え置くことで合意しました。さらに新聞や書籍への軽減税率の適用も検討されています。これらを販売する事業者の方々にとっては経理事務の負担が増すことやシステム改修の準備が間に合うかが懸念されることでしょう。

＜職員より＞

本年1月より、マイナンバーの本格運用が始まり、まず雇用保険のハローワークへの手続きでマイナンバーを記載することになります。マイナンバー制度への対応は万全でしょうか？マイナンバーは厳格な管理が求められます。取扱いに少しでも不安がある方は、弊事務所にご相談ください。

また、平成28年度与党税制改正大綱において、平成29年4月の消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率を、平成33年度にはインボイスを導入することが明記されました。

多くの事業所が対象となり、導入に向けた準備を求められますのでご留意下さい。

お客様の立場に立ってサポートして参りますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。(松林)

税務予定表

<1月>

- ・源泉所得税納期の特例分納付(20日)
- ・個人住民税第4期分納付
- ・11月決算法人の確定申告
- ・給与支払報告書・法定調書の提出(2月1日)
- ・償却資産の申告(2月1日)

<2月>

- ・12月決算法人の確定申告
- ・固定資産税第4期分の納付

<3月>

- ・1月決算法人の確定申告
- ・所得税確定申告(3月15日まで)
- ・贈与税の申告(3月15日まで)
- ・個人消費税確定申告(3月31日まで)

マイナンバー制度開始の陰に隠れて話題に上がることの少なかった、ストレスチェック制度義務化(従業員数50人以上の事業場が対象)についてのお問合せが増えています。準備が整っていない事業主様は、当法人にご相談下さい。